

## 暮らしの文化はぐくみ事業「親子で体験！京の伝統芸能」企画運営業務仕様書

## 1 業務名

暮らしの文化はぐくみ事業「親子で体験！京の伝統芸能」企画運営業務

## 2 事業の概要

京都の伝統芸能を親子で体験するとともに、体験する伝統芸能の歴史や内容、地域との関係等についても理解することができるイベントを次の日程・会場にて実施する。

日程 平成31年2月16日（土）午後

会場 北野天満宮（京都市上京区馬喰町）

文道会館1階多目的ホール（最大300名収容）

音響、椅子、机、ステージ等の設備有（詳細は別途お問合せください）

## 3 業務の概要

上記イベントを実施するため、次の業務を行うこと。

- (1) イベントの企画に関すること
- (2) イベント実施に係る工程管理に関すること。
- (3) イベントを周知するチラシの作成（デザイン、レイアウト、イラストレーション、写真等の作成を含む）に関すること
- (4) イベント実施に係る撮影許可及び出演交渉に関すること。
- (5) ホームページやSNS等に掲載用の電磁氣的記録データの作成に関すること
- (6) イベント参加応募者への入落選通知（ハガキ）の発送に関すること  
イベント参加応募者の受付及び参加者の決定は含まない
- (7) イベント保険への加入と保険料の支払に関すること
- (8) イベントの事前準備に関すること
  - ・次第など当日配布物の作成・準備（封入作業、会場への運搬など）
  - ・台本、運営マニュアルの作成
  - ・看板の作成・設置など
- (9) イベント当日の運営に関すること
  - ・管理ディレクター及びスタッフの手配・配置
  - ・備品類の手配と搬出入・配置、舞台上の造作物の手配
  - ・記録写真の撮影
  - ・その他、事業の円滑な運営に必要と思われる業務
- (10) アンケートの作成・印刷及び集計に関すること
- (11) 実績報告書に関すること
  - 受託者は事業終了後2週間以内に、実施事業の概要を記載した実績報告書を作成し、本市に3部提出すること。
  - ※ 本市は、必要により証拠書類等の提供を本事業受託者から求めることができるものとする。
- (12) その他当該事業に関すること

## 4 その他

### (1) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき本市が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

本市は、契約を解除した場合は、契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

### (2) 個人情報等の保護

受託者は、個人情報保護法の遵守はもちろんのこと、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

### (3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

### (4) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。

### (5) その他

ア 各種関係法令及び基準等を遵守する。

イ この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。